記載要領等	災害により被害を受けた場合の相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例に関する承認申請書

《使用目的等》

この申請書は、特定贈与者から相続時精算課税に係る贈与により土地又は建物を取得した人（以下「相続時精算課税適用者」といいます。）が、贈与の日からその特定贈与者の死亡に係る相続税の申告期限までの間にその土地又は建物が災害により被害を受けた場合において、その相続税の課税価格に加算されるその土地又は建物の価額について、租税特別措置法第 70 条の３の３第１項の規定を適用することにつき所轄税務署長の承認を受けるときに使用してください。

なお、この申請を行う場合には、災害が発生した日から３年を経過する日までに、この申請書に下記《添付書類》を添付して提出する必要があります。ただし、同日までに土地又は建物の贈与を受けた相続時精算課税適用者が死亡した場合には、同日と、相続時精算課税適用者の相続人（租税特別措置法施行令第 40 条の５の３第５項に規定する相続人をいい、包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。以下同じです。）が相続時精算課税適用者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から６か月を経過する日とのいずれか遅い日までに、この申請書を提出する必要があります。この場合は、「災害により被害を受けた場合の相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例に関する承認申請書（付表）」も併せて提出することになります。

また、この承認を受ける土地又は建物が複数ある場合には、その土地又は建物ごとに作成してください。

《記載要領等》

１　本文の「　年　月　日に発生した　　」欄には、この申請を行う災害が発生した日と災害の内容を記載します。

２　「１　特定贈与者に関する事項」及び「２　被害を受けた土地又は建物に関する事項」には、この申請に係る土地又は建物に関する事項について記載します。

（注１）　地目及び面積（床面積）については、贈与の時における現況を記載します。

（注２）　この申請に係る土地又は建物に係る不動産番号を記入することにより、その土地又は建物に係る登記事項証明書の添付を省略することができます。

（注３）　贈与税の申告状況等の「申告した税務署名」については、相続税法第 28 条第４項の規定により、この申請に係る土地又は建物の取得に係る贈与税の申告書を提出していない場合には、記載は不要です。

３　「３　被災価額及び被災割合の計算等」には、この申請に係る土地又は建物の被災価額及び被災割合の計算等の明細について記載します。

（注４）　この申請に係る土地又は建物の贈与の時における価額については、災害発生日において所有していない部分に相当する価額は含まれません。

（注５）　これらの年数が、１年未満である場合又は１年未満の端数がある場合には、その年数又は端数は切り捨てます。

（注６）　この申請に係る土地又は建物について、災害発生日における持分割合を記載します。

《参考》想定使用可能期間の年数（建物の構造別の耐用年数）

構造	年数	構造		年数
木造・合成樹脂造	24 年	金属造	骨格材の肉厚が４㎜を超えるもの	38 年
木骨モルタル造	22 年		骨格材の肉厚が３㎜を超え４㎜以下のもの	30 年
（鉄骨）鉄筋コンクリート造	50 年		骨格材の肉厚が３㎜以下のもの	22 年
れんが造・石造・ブロック造	41 年			

＜災害により被害を受けた場合の相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例に関する承認申請書　記載要領等＞

《添付書類》

1　土地又は建物の登記事項証明書※1その他の書類で相続時精算課税適用者※2がその土地又は建物を贈与の日から災害が発生した日まで引き続き所有していたこと及びその建物の新築をした年月日を明らかにするもの

※1　この申請書への不動産番号等の記入又は登記事項証明書の写しなどの不動産番号等の記載のある書類の提出をすることにより、登記事項証明書の原本の添付を省略することができます。

※2　災害が発生した日前に相続時精算課税適用者が死亡した場合には、その相続時精算課税適用者の相続人を含みます。

2　土地又は建物が災害により被害を受けたこと及びその災害が発生した日を明らかにする書類（市町村長又は特別区の区長の証明書（り災証明書）等）

3　土地の原状回復に要する費用に係る見積書の写し又は建物の修繕に要する費用に係る見積書の写しその他の書類でその土地又は建物に係る被害を受けた部分の価額を明らかにするもの

4　保険金の支払通知書の写しその他の書類で保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補塡される金額などを明らかにするもの

5　その他参考となるべき書類

《その他》

1　この申請に係る土地又は建物の取得に係る贈与税の申告において、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和 22 年法律第 175 号）第４条又は第６条第２項の規定の適用を受けようとする場合又は受けた場合には、この申請書を提出することはできません。

2　この申請書に係る承認を受けた後に、被害を受けた土地又は建物に対する保険金、損害賠償金その他これらに類するものの支払いを受けた場合など、被災価額に異動が生ずべき事由が発生した場合には、遅滞なく、「被災価額の異動届出書」に異動を生ずる事由を明らかにする書類を添付して提出する必要があります。

（注）　被災価額に異動があった場合において、異動後の被災価額に基づき被災割合を計算した結果、被災割合が 10%未満となるときには、この特例の適用はありません。